< 一般条項>

第1条(会員)

- 1. 三菱UFJニコス株式会社(以下「当社」という。)は、本規約を承認のうえ、当社所定の申込書により本規約に定めるクレジットカードの入会を申し込まれた方で、当社が入会を承認した方を、本会員とします。
- 2. 本規約に定めるクレジットカードは、MasterCard Asia/Pacific Pte. Ltd.(以下「MasterCard Worldwide」という。)と提携して発行するMasterCard®ブランドの「協同MasterCard」とVisa Worldwide Pte. Limited(以下「Visa Worldwide」という。)と提携して発行するVISAブランドの「協同 VISAカード」の2種類のブランドのクレジットカード(以下これらを総称して「カード」という。)とします。なお、カードには次の種類があります。
 Kyodoカード、KyodoJRカード、JAカード、JAJRカード、JAバンクカード、Gカード、夢びとカード、マリンクレジット。
- 3. 本会員が代理人として指定した家族で、本規約を承認のうえ家族会員としての入会を申し込み、 当社が入会を承認した方を、家族会員とします(以下、本会員と家族会員とを総称して「会員」とい う。)。
 - 本会員は、当社が家族会員用に発行するカード(以下「家族カード」という。)および当該家族カードにかかる第2条第1項に定めるカード情報(以下あわせて「家族カード等」という。)を、本規約にもとづき本会員の代理人として家族会員に利用させることができ、家族会員は、本規約にもとづき本会員の代理人として家族カード等を利用できるものとします。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第13条第4項の規定にしたがい、家族会員による家族カード利用の中止を届け出るものとします。本会員は、この届出以前に本代理権が消滅したことを当社に対して主張することはできません。
- 4. 家族会員による家族カード等の利用はすべて本会員の代理人としての利用となります。当該家族カード等の利用にもとづく支払義務は、本会員が負担し、家族会員はこれを負担しないものとします。
 - また、本会員は自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約を遵守させるものとし、本会員自らが本規約を遵守しなかったこと、または家族会員が本規約を遵守しなかったことにより生じた当社の損害(家族カード等の管理に関して生じた損害を含む。)をいずれも賠償するものとします。
- 5. 家族会員は当社が家族カード等の利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することをあらかじめ承諾するものとします。
- 6. 会員と当社との契約は、当社が入会を承認したときに成立します。
- 7. 会員には、一般会員、ゴールド会員等の種類があり、会員の種類により別途特約がある場合は、その特約にしたがうものとします。

第2条(カードの発行と管理)

- 1. 当社は、会員氏名・会員番号・カードの有効期限等(以下「カード情報」という。)を表示したカードを発行し、会員に貸与します。会員は当社よりカードが貸与されたときは、ただちに当該カードの署名欄に自署するものとします。
- 2. カードの所有権は当社に属します。会員は善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用・管理しなければなりません。カードはカード上に表示され、署名欄に自署した会員本人以外は使用できません。また、他人にカードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供することや、カード情報を預託しもしくは使用させることは一切できません。
- 3. 前項に違反してカードが第三者に使用された場合、そのカード使用に起因して生ずる一切の債務については、本規約を適用し、すべて本会員がその責任を負うものとします。ただし、家族会員が前項に違反したことにもとづいて当社またはその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については当該家族会員自身も負担するものとします。
- 4. カードの有効期限は、カードの表面上に表示された年月の末日までとします。当社が適当と認める場合には、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードと会員規約を送付します。
- 5. 会員が当社所定の方法により申し込み、当社が承認した場合、当社は、会員に対し、カードに付帯する他の機能を付した付帯カード(以下「付帯カード」という。)を発行、貸与する場合があります。当社が付帯カードについて別途規定、特約等(以下「付帯カード規定」という。)を定める場合、会員は、付帯カードの利用等について付帯カード規定にしたがうものとし、付帯カード規定を承認しないときには付帯カードの利用ができず、ただちに付帯カードを返還しなければならないことを承認するものとします。また、会員が付帯カードを貸与された後に当該カードを利用した場合、付帯カード規定を承認したものとみなします。

第3条(カードの年会費)

- 1. 本会員は、当社に対し、カード送付時等に指定する期日に、所定の年会費(家族会員の有無・人数によって異なる。)をカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。
- 2. すでにお支払い済みの年会費は、退会または会員資格の取消となった場合でもお返ししません。

第4条(暗証番号)

- 1. 会員は、所定の方法によりカードの暗証番号(4桁の数字)を当社に申出するものとします。ただし、 会員からの申し出のない場合または当社が暗証番号として不適切と判断した場合は、当社が所 定の方法により暗証番号を登録します。
- 2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号について盗用その他の事故があっても、そのために生じる一切の債務について本会員が支払いの責任を負うものとします。ただし、登録された暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。なお、家族会員が本項に違反したことにもとづいて当社またはその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については当該家族会員自身も負担するものとします。

第5条(本人確認法)

当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづく本人確認手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることやカードの利用を制限することがあります。

第6条(カード利用可能枠)

- 1. 当社は、第31条に定めるショッピングサービスのご利用可能枠(以下「ショッピング利用可能枠」という。)及び第38条に定めるキャッシングサービスのご利用可能枠(以下「キャッシング利用可能枠」という。)ごとに、「カード利用可能枠」を審査のうえ決定いたします。
 - 会員は未決済ご利用代金を合算した金額がそれぞれの利用可能枠を超えない範囲でカードを利用することができます。
 - 本会員および家族会員による第31条に定めるショッピングサービスの利用代金には、年会費、その他当社が提供するすべてのカード機能に関する利用金額および手数料等を含むものとします。
- 2. 第33条に定める分割払いおよびリボルビング払い(以下「リボ払い」という。)の合計の利用可能枠 (以下「分割払い・リボ払い可能枠」という。)は、前項のショッピング利用可能枠の範囲内で当社が 審査のうえ決定する金額とします。
- 3. 当社は、必要と認めた場合、ショッピング利用可能枠および分割払い・リボ払い可能枠をそれぞれ 増額または減額できるものとします。
- 4. ショッピング利用可能枠または分割払い・リボ払い可能枠を超えてカード利用をする場合は、あらかじめ当社の承認が必要になります。また、ショッピング利用可能枠または分割払い・リボ払い可能枠を超えてカード利用をした場合においても、本会員は支払いの責任を負うものとします。
- 5. 第1項にかかわらず、第38条に定めるキャッシング(1回払い)については、第1項に定めるキャッシング利用可能枠の範囲内で当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定めるものとし、会員はキャッシング(1回払い)の未決済残高を合算した金額が上記利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。

第7条(複数枚カード保有におけるカード利用可能枠)

本会員が当社から複数枚のカード(第1条第2項のカード。家族カードを除く。以下本条において同じ)の貸与を受けた場合には、すべてのカードの合計カード利用可能枠は、カード枚数にかかわらず、各カードごとに定められたカード利用可能枠のうち最も高い額が適用されるものとします。ただし、各カードのカード利用可能枠は、各カードに定められた額を限度とします。

第8条(手数料、利息等の計算方法等)

- 1. 本規約における手数料率、利息、遅延損害金の計算方法については、別に定めがある場合を除き、日割計算とします。
- 2. 当社は、金融情勢の変化など相当の事由がある場合、手数料率、利率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
 - この場合、第23条にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、利用残高全額に対して変更後の手数料率、利率が適用されるものとします。ただし、分割払いに対する手数料率については、当該分割払いを指定した時点の手数料率が適用されます。

第9条(代金決済等)

- 1. 毎月5日(金融機関休業日の場合は翌営業日)を指定日とし、本会員が支払いのために指定した金融機関の本会員名義の預・貯金口座(以下「お支払口座」という。)より当該指定日に支払うべき金額(以下「約定支払額」という。)を口座振替の方法により支払うものとします。また、当社が適当と認めた場合、当社の指定する預金口座への振込等の方法により支払うものとします(所定の手数料が発生する場合があります。)なお、事務上の都合により当該指定日以降の指定日の支払いとなることがあります。また、支払方法について別に定めがある場合は、その方法にしたがい支払うものとします。
- 2. 日本国外におけるカード利用代金は、外貨額を円貨に換算のうえ、日本国内におけるカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。円貨への換算には、Visa WorldwideまたはMasterCard Worldwideで売上処理された時点のVisa WorldwideまたはMasterCard Worldwideが適用した交換

レートに日本国外での利用にともなう諸事務処理など所定の費用相当分を加算したレートを適用するものとします。

- 3. 当社は、約定支払額、リボ払い利用残高、分割払い利用残高およびキャッシング(リボ)の融資残高等を毎月末日頃、ご利用明細書として、本会員の届出住所または勤務先住所への普通郵便による送付、その他当社所定の方法で通知します。
- 4. 前項の通知を受けた後1週間以内に本会員からの申し出がない限り、当社はご利用明細書の内容について承認されたものとして、第1項の口座振替等を行います。 なお、年会費のみの請求の場合、ご利用明細書の発行を省略することがあります。
- 5. 本会員のお支払口座の残高不足等により指定日に約定支払額の口座振替ができない場合、当 社が指定する金融機関については指定日以降においても、約定支払額の全部または一部につき 口座振替ができるものとします。
- 6. 当社は、会員が本規約にもとづきキャッシングサービスを利用した場合、貸金業法第17条第1項にもとづき、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面(以下「ご融資明細書(貸金業法第17条書面)」といいます。)を第3項のご利用明細書とは別に本会員に交付します。
- 7. 本会員は、当社が特に認めた場合、「ご融資明細書(貸金業法第17条書面)」および「受取証書 (貸金業法第18条書面)」を貸金業法第17条第6項、同法第18条第3項にもとづき、一定期間にお ける貸付・返済その他の取引状況を記載した明細に代えることができることを承認します。(注)
- 8. 会員は、当社が会員に対してキャッシングサービスの営業案内を行うことを承認します。ただし、承認しない場合は、当社に申出るものとします。

(注)第7項については、当社所定の方法にて会員宛に通知、または、当社が相当と認める方法にて公表をした時から適用させていただきます。

第10条(支払金等の充当方法)

- 1. 口座振替以外の方法で本会員の当社に対する支払いが行われた場合には、本会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の時期における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務(本規約以外の契約にもとづく債務を含む。)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等をすることができるものとします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、本会員が事前に当社に連絡のうえ当社の承認をえて、支払範囲、支 払方法および支払日を指定し、当該指定にしたがい当社が本会員に通知した金額を、本会員が 指定した支払方法で本会員が指定した支払日に支払った場合には、当社は、本会員の支払った 金額を当該指定にしたがい充当するものとします。ただし、支払範囲、支払方法および支払日は、 当社所定の支払範囲、支払方法および支払日から指定するものとします。
- 3. リボ払いのショッピングサービス利用にかかる支払金の充当については、当社所定の順序と方法によるものとします。

ただし、割賦販売法に定めるリボ払いの支払停止の抗弁にかかる充当についてはこの限りでは ありません。

第11条(費用の負担等)

- 1. カード利用または本規約にもとづく費用・手数料等に課税される消費税等の公租公課は本会員の負担とします。
- 2. カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、本会員は自己に貸与された カードの再発行の他、家族カードの再発行についても、当社所定の手数料を支払うものとします。
- 3. 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と当社が判断した場合、会員番号を変更のうえカードを再発行することができるものとし、会員はあらかじめこれを承認するものとします。
- 4. 振込手数料その他の当社に対する債務の弁済に要する費用および当社からの返金に要する費用、印紙代、公正証書作成費用等、弁済契約締結に要する費用ならびに支払督促、訴訟、保全、執行等法的措置に要する申立および送達等の費用は、カードの有効期限の到来、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した後といえどもすべて会員の負担とします。

第12条(カードの利用・貸与の停止、会員資格取消、法的措置等)

- 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当する場合、何らの通知、催告を要せずして、会員が当社から発行を受けたすべてのクレジットカード(以下「全カード」といいます。)について、カード利用の全部または一部の停止、会員資格の取消し、法的措置、その他必要な措置をとることができるものとします。
 - (1)当社に届出るべき事項に関し届出を怠ったまたは虚偽の申告をした場合。
 - (2)本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合。
 - (3)全カードのいずれかの規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合。
 - (4)本会員が、約定支払額の支払い等当社に対する一切の債務のいずれかの支払いを怠った場合。
 - (5)差押・破産申立・取引停止処分があった場合その他本会員の信用状態が著しく悪化したと当 社が判断した場合。

- (6)いわゆるショッピング枠の現金化など換金を目的とした商品もしくは権利の購入または役務提供の受領その他の方法による資金の調達のためにするカードのショッピング機能の利用(以下「カード利用可能枠の現金化等」といいます。)など、正常なカードの利用でないと当社が判断した場合。
- (7)前号に定める場合のほか、カードの利用状況が不適切または不審なものと当社が判断した場合。
- (8)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等もしくはこれらの関係者等またはその他反社会的勢力であると判明した場合。
- (9) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた場合。
- (10)その他当社が必要と判断した場合。
- 2. 会員は、当社が第1項の措置をとったことにより、当社が直接または加盟店を通じて返却を求めた場合は、カードを当社に返却し、その他当社の指示に従うものとします。
- 3. 当社は、第1項の措置をとった場合、加盟店等に当該カードの無効を通知することができるものとします。
- 4. 当社が本会員に対し第1項の措置をとった場合、家族会員も同様の措置を受けることとなります。

第13条(退会等)

- 1. 会員は当社所定の方法により退会することができます。この場合、会員は、当社の指示にしたがってただちにカード等を返却し、またはカード等に切り込みを入れて破棄するものとします。
- 2. 退会に際し、当社から請求があった場合には、一切の未払債務を支払うものとします。また、カードの有効期限の到来、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した後においてもそのカードに関して生じた一切のカード利用代金等については、その支払いの責任を負うものとします。
- 3. 本会員が退会した場合には、家族会員も退会となります。
- 4. 家族会員は、前項のほか、本会員が当社所定の方法により家族カード等の利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、家族会員の資格を喪失し、退会となります。

第14条(付帯サービス等)

- 1. 会員は、当社または当社が提携する第三者(以下「サービス提供会社」という。)が提供するサービスおよび特典(以下「付帯サービス」という。)を当社またはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用方法等については、当社が書面等の方法により通知または公表します。
- 2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれにしたがうものとし、サービスを利用できない場合があることをあらかじめ承認するものとします。
- 3. 会員は、当社またはサービス提供会社が必要と認めた場合、当社またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を会員への予告または通知なしに変更もしくは中止する場合があることをあらかじめ承認するものとします。
- 4. 会員は、カードの有効期限の到来、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した場合等、当然に付帯サービスを利用することができなくなることをあらかじめ承認するものとします。

第15条(期限の利益喪失)

- 1. 本会員は、次のいずれかに該当したときは、キャッシングサービスおよび下記(2)、(3)、(4)、(5)のショッピングサービス利用の未払債務全額について、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額をただちに支払うものとします。
 - (1)キャッシングサービスの約定支払額を1回でも遅滞したとき(ただし、貸金業の規制等に関する 法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号。)第五条の規定による改正前の 利息制限法(昭和二十九年法律第百号。以下「旧利息制限法」といいます。)第1条第1項に規 定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとする。)。
 - (2)1回払いのショッピングサービス利用代金の約定支払額の支払いを1回でも遅滞したとき。
 - (3)2回払い、ボーナスー括払い、リボ払いまたは分割払いであっても割賦販売法に定める指定権 利以外の権利のショッピングサービス利用代金の約定支払額の支払いを1回でも遅滞したと き。
 - (4)会員が営業のためにもしくは営業として契約した売買契約、サービス提供契約(ただし、割賦販売法に定める業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約(以下これらの契約を総称して「業務提供誘引販売個人契約等」という。)に該当する場合を除く。)に係るショッピングサービス利用代金の約定支払額の支払いを1回でも遅滞したとき。
 - (5)(4)のほか割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合に該当するショッピングサービス利用代金の約定支払額の支払いを1回でも遅延したとき。
- 2. 次のいずれかに該当したときは、本会員は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。
 - (1)本会員がショッピングサービス利用代金の約定支払額(ただし、前項(2)、(3)、(4)、(5)に定める約定支払額を除きます。)の支払いを遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらずその期限までにお支払いのなかったとき。
 - (2)本会員が自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
 - (3)本会員が差押、仮差押、保全差押、仮処分(ただし、信用に関しないものを除く。)の申立または滞納処分を受けたとき。
 - (4)本会員に破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - (5)会員がカードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、または商品を質入れ、譲渡、賃貸等し、当社のカードの所有権または商品の所有権を侵害する行為をしたとき。
 - (6)本会員について債務整理のための和解、調停等の申立てがあったとき、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。
 - (7)本会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。
 - (8)当社からの書面による通知が申込書上の住所(住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所)宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より25日間経過したとき(ただし、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、通知の名宛人がこれを証明したときを除く。)。
- 3. 次のいずれかに該当したときは、本会員は、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する 一切の未払債務をただちに支払うものとします。
 - (1)会員の入会申込に際して、虚偽の申告があったとき。
 - (2)本会員の経営する法人につき、破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立または解散その他の事由による営業の廃止があったとき。
 - (3)当社が保証先に保証の中止または解約の申入れをしたとき、もしくは債務の履行を怠り保証 先から保証債務履行の請求を受けたとき。
 - (4)本規約以外の当社に対する金銭の支払債務を怠るなど、本会員の信用状態が著しく悪化したとき。
 - (5)その他会員が本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。

第16条(遅延損害金)

- 1. 本会員は、未払債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、次の遅延損害金を支払うものとします。
 - (1)キャッシングサービスは未払債務の元金全額に対し年20.00%を乗じた額。
 - (2)分割払いのショッピングサービス利用代金は分割支払金合計の残金全額に対し商事法定利率(年6.00%)を乗じた額。
 - (3)2回払い・ボーナスー括払いのショッピングサービス利用代金は未払債務額に対し商事法定利率(年6,00%)を乗じた額。
 - (4)その他のショッピングサービス利用代金、年会費等は未払債務額(ただし、リボ払い手数料は除く。)に対し年14.60%を乗じた額。
- 2. 本会員は、約定支払額の支払いを遅滞したときは、指定日の翌日から完済の日に至るまで、次の遅延損害金を支払うものとします。
 - (1)キャッシングサービスは支払元金に対し年20.00%を乗じた額。
 - (2)分割払いのショッピングサービス利用代金は当該分割支払金に対し年14.60%を乗じた額。ただ

- し、当該遅延損害金は分割支払金合計の残金全額に対し、商事法定利率(年6.00%)を乗じた額 を超えないものとします。
- (3)2回払い・ボーナスー括払いのショッピングサービス利用代金は未払債務に対し商事法定利率 (年6.00%)を乗じた額。
- (4)その他のショッピングサービス利用代金、年会費等は約定支払額(ただし、リボ払い手数料は除く。)に対し年14.60%を乗じた額。

第17条(カードの盗難、紛失時、偽造カードを使用された場合の責任の区分)

- 1. 会員がカード等の盗難、紛失等で他人にカード等を使用された場合、そのカード等の利用代金は本会員の負担とします。
- 2. 前項において、会員が盗難、紛失等の事実をすみやかに当社に電話などにより連絡のうえ、最寄りの警察に届け、かつ所定の喪失届を当社に提出した場合は、当社は本会員に対し、当社がその連絡を受付けた日の60日前以降のカードの利用代金にかかる支払債務(以下「対象債務」という。)を免除します。
- 3. 前項にかかわらず次のいずれかに該当する場合、本会員の対象債務は免除されないものとします。
 - (1)会員の故意または重大な過失に起因して損害が発生した場合。
 - (2)会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者の自らの行為もしくは加担した盗難の場合。
 - (3)戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に盗難、紛失等が生じた場合。
 - (4)本規約に違反している状況において盗難、紛失等が生じた場合。
 - (5)会員が当社の請求する書類を損害の発生を知った日から30日以内に提出しない、または提出した書類に不正表示をした場合、あるいは被害調査の協力をしない場合。
 - (6)カード使用の際、登録された暗証番号が使用された場合。(第4条第2項ただし書きの場合を除く。)
 - (7)紛失、盗難または被害状況の届出内容が虚偽である場合。
 - (8)カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。
- 4. 偽造カードの使用にかかるカードの利用代金は、当社が偽造と認めた場合、本会員の負担とはなりません。

ただし、偽造カードの作出または使用について、会員に故意または重大な過失がある場合、当該 偽造カードの使用にかかるカードの利用代金 は、本会員の負担とします。

第18条(届出事項の変更)

- 1. 会員は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号(連絡先)、勤務先、お支払口座、暗証番号、家族会員等(以下「届出事項」という。)に変更が生じた場合は、当社所定の方法により遅滞なく当社の指定する金融機関または当社に届け出なければなりません。
- 2. 前項の届出がないために、当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、前項の届出を行わなかったことについて会員にやむをえない事情があるときはこの限りでないものとします。
- 3. 当社から複数枚のカードの貸与を受けている場合において、会員が住所、電話番号(連絡先)、勤務先の変更を、いずれかのカードについて届出をしたとき、すべてのカードについての届出をしたこととみなす場合があります。
- 4. 第1項、第3項のほか、当社は適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により 届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容にかかる届出があったものとして 取り扱うことがあります。なお、会員は当該取り扱いについて異議なく承認するものとします。

第19条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令の適用)

会員は、外国為替および外国貿易管理に関する法令等により一定の手続きが必要な場合、当社の要求 に応じこの手続きを行うものとし、また日本国外でのカード利用の制限または停止に応じるものとします。

第20条(当社の債権譲渡等の同意)

本会員は、当社が必要と認めた場合、当社が本会員に対して有する債権を、取引金融機関(その関連会社を含む。)・特定目的会社・債権回収会社等に譲渡すること、ならびに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、およびこれらにともない、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。

第21条(合意管轄裁判所)

会員は、会員と当社の間で訴訟が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地および当社の本社、各支店、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第22条(準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第23条(会員規約の変更、承認)

会員規約が変更され、当社から変更内容を通知または新会員規約書面を送付した後にカード利用をしたときは、当該変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第24条(個人情報の収集・保有・利用・提供・預託)

- 1. 会員及び入会申込者(以下「会員等」と総称します。)は、本規約及び本規約以外の契約(本申込みを含みます。以下同じ。)を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」と称します。)を当社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。
 - (1)入会申込書に会員等が記載した、または申込時、あるいは、その後に当社に提出した書面等に記載された会員等の氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等及び第15条に基づき届け出た事項。
 - (2)入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と当社の契約内容に関する事項。
 - (3)会員のカードの利用内容、支払い状況、お電話等でのお問い合わせ等により当社等が知り得た情報及び与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当社が知り得た事項。
 - (4)本規約及び本規約以外の契約に関する会員等の支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した資産、負債、収入等に係る情報、当社が収集したクレジット利用・支払履歴。
 - (5)「犯罪による収益の移転防止に関する法律」で定める本人確認書類等の記載事項。
 - (6)当社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。
 - (7)本人確認資料、収入証明書等、法令等にもとづき取得が義務付けられ、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項。
 - (8)電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。
- 2. 当社が、入会申込等取り次ぎ業務を、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林中央金庫(以下「農協等」と総称します。)に委託することに伴い、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、農協等を通じて本条第1項(1)等の個人情報を収集すること、及び会員であることの情報を委託業務に必要な範囲内で農協等に預託することに同意します。
- 3. 当社が当社の業務をユーシーカード株式会社等第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、業務の遂行に必要な範囲で、本条第1項により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

第25条(個人情報の利用)

会員等は、当社が下記の目的のために第24条第1項(1)(2)(3)(4)の個人情報を利用することに同意します。

- (1)カードの機能、付帯サービス等の提供。
- (2)当社のクレジットカード事業その他の事業(当社の定款記載の事業をいう。以下「当社事業」という場合において同じ。)における新商品、新機能、新サービス等の開発及び市場調査。
- (3)当社事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等、当社または加盟店等の営業案内

第26条(個人信用情報機関への登録・利用)

- 1. 会員等は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下、「加盟信用情報機関」と称します。)及び当該機関と提携する個人信用情報機関(以下、「提携信用情報機関」と称します。)に照会し、会員等の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、支払状況等の情報のほか当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報を含む。)が登録されている場合には、当社がそれを支払能力の調査のために利用することに同意します。
- 2. 加盟信用情報機関に会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報及び当該機関が独自に収集した情報が、末尾記載の表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員が自己の与信取引上の判断(支払能力の調査をいう。但し、割賦販売法及び貸金業法に従い、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。)のため、これらの登録に係る情報を利用することに同意します。
- 3. 加盟信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性及び最新性の維持、 苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情

報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟信用情報機関及び当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用することに同意します。

- 4. 加盟信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号等は末尾記載の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
- 5. 提携信用情報機関は、末尾記載の通りです。
- 6. 加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、契約の 種類、契約日、商品名、契約額、支払 回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、月々の支払 状況の情報となります。

第27条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 1. 会員等は、当社及び第26条で記載する個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。
 - (1)当社への開示請求:本規約末尾に記載の当社窓口(問い合わせ・相談窓口等)へ
 - (2)加盟信用情報機関への開示請求:末尾記載の各加盟信用情報機関へ
- 2. 万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第28条(個人情報の取り扱いに関する不同意)

当社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合及び「個人情報の取り扱いに関する条項」の内容の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。但し、第25条(2)及び(3)に規定する個人情報の利用(第25条(1)のサービスの提供時に営業案内等を同封する場合を除く)については、当社は会員等がこれを承認できないことを理由に当社が入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。(本条に関する申し出は末尾記載の当社窓口へ連絡するものとします。)

第29条(利用中止の申出)

本規約第25条(2)、(3)による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での当該利用(第25条(1)のサービスの提供時に営業案内等を同封する場合を除く)を中止する措置をとります。(中止の申し出は末尾記載の当社窓口へ連絡するものとします。)

第30条(契約不成立時及び退会後の個人情報)

- 1. 当社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、第24条及び第26条第2項に基づき、承認をしない理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 2. 退会の申し出又は会員資格の喪失後も、第24条、第25条(但し、(2)に定める市場調査及び(3)に 定める当社又は加盟店の営業案内を除く。)及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社 が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

ショッピングサービス条項

第31条(ショッピングサービス利用方法)

1. 会員は、次の(1)から(4)に掲げる加盟店(以下「加盟店」という。)にカードを提示し所定の売上票にカード上の署名と同じ署名をすることにより、商品の購入、サービス等の提供を受けること(以下「ショッピングサービス利用」という。)ができます。なお、当社が適当と認めた加盟店において、売上票への署名を省略し、または署名に代えて会員自身が暗証番号を端末機等へ入力することによりショッピングサービス利用ができることがあります。また、利用方法について別に指定がある場合には、その手続きにしたがうものとします。

ICカード(ICチップを搭載したカード)の場合には、当社が指定する加盟店において、売上票への署名に代えて、会員自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。ただし、端末機の故障等の場合または別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカード利用をするものとします。

- (1)当社と契約した加盟店。
- (2)当社と提携したクレジットカード会社または金融機関と契約した加盟店。
- (3)当社がVisa Worldwideと提携し発行するカードは、Visa Worldwideと提携したクレジットカード会社または金融機関と契約した加盟店。
- (4)当社がMasterCard Worldwideと提携し発行するカードは、MasterCard Worldwideと提携したクレジットカード会社または金融機関と契約した加盟店。
- 2. 通信販売等当社が特に認めた場合には、会員は当社が指定する方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
- 3. 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用

代金の決済手段として、会員がカード情報を事前に加盟店に登録する方法によりショッピングサービス利用をすることができます。この場合において、退会その他の事由による会員資格の喪失、カード番号の変更、その他当該登録内容に変更等があったときは、会員は、加盟店へ通知するものとし、当該通知を怠ったことによる不利益は会員が負担するものとします。また、当該加盟店の要請によりカード情報の変更情報等を当社が会員に代わって加盟店に通知することを、会員はあらかじめ承認するものとします。

- 4. 当社または加盟店が特に定める利用金額、金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、ショッピングサービス利用が制限され、または利用ができない場合があります。また、カードの利用に際して、利用金額、商品・権利・サービスの種類によっては、当社の承認が必要となることがあります。この場合、加盟店が当社に対して照会するものとし、会員はこれをあらかじめ承認するものとします。
- 5. ショッピングサービス利用のためにカード(カード情報を含む。以下本項において同じ。)が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正使用を防止する目的のために、当社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当社において会員の会員番号・氏名・自宅住所・電話番号その他当該ショッピングサービス利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が当社に届け出ている個人情報を照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があることを、会員はあらかじめ承認するものとします。
- 6. 当社は、第三者によるカードの不正使用を回避するため当社が必要と認めた場合、加盟店に対し 会員のショッピングサービス利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、会員は調査に協力 することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 7. 家族会員が家族カード等を利用して加盟店で商品の購入、サービス等の提供を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として当該加盟店との間でそれらにかかる契約を行ったものとみなし、当該契約にもとづく債務は本会員が負担するものとします。
- 8. 会員はカード利用可能枠の現金化等をしてはならないものとします。

第32条(債権譲渡の承諾・立替払いの委託)

- 1. 当社及び当社と提携したクレジット会社・金融機関等またはVisa WorldwideまたはMasterCard Worldwideに加盟するクレジット会社・金融機関等と加盟店間の契約が債権譲渡契約の場合、会員はカードの利用または当社のかかわる通信販売等により生じた加盟店の会員に対する債権について、次のいずれの場合についてもあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知または承諾の請求を省略するものとします。
 - (1)加盟店が当社に譲渡すること。
 - (2)加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。
 - (3)加盟店がVisa WorldwideまたはMasterCard Worldwideに加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、Visa WorldwideまたはMasterCard Internationalを通じ当社に譲渡すること。
- 2. 当社及び当社と提携したクレジット会社・金融機関等または国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、会員はカードの利用または当社のかかわる通信販売等により生じた加盟店の会員に対する債権について、次のいずれの場合についてもあらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、立替払いについて、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知または承諾の請求を省略するものとします。
 - (1)当社が加盟店に対して立替払いすること。
 - (2)当社と提携したクレジット会社・金融機関等が加盟店に対して立替払いしたうえで、さらに当社が当該クレジット会社・金融機関等に対して立替払いすること。
 - (3)VISA InternationalまたはMasterCard Worldwideに加盟するクレジット会社・金融機関等が加盟店に対して立替払いしたうえで、さらに当社がVISA InternationalまたはMasterCard Worldwideを通じ当該クレジット会社・金融機関等に対して立替払いすること。

第33条(支払い区分)

- 1. 会員は、ショッピングサービス利用代金の支払い区分について、カード利用の際に、1回払い、2回払い、3回以上の分割払い(ボーナス併用分割払いも含む。以下「分割払い」と称します。)、ボーナスー括払い、リボルビング払いのいずれかを指定することができます。但し、加盟店及び商品またはサービスによっては、利用できない支払い区分、回数があります。なお、支払い区分の指定がない場合は、1回払いとさせていただきます。
- 2. 会員は当社が定める日までに申し出を行い当社が適当と認めた場合には、カード利用の際に指定した支払い区分を変更することができるものとします。その場合、手数料・支払金額等については、カード利用の際に変更後の支払い区分の指定があったものとして取扱います。
- 3. 海外でカードを利用した場合は、原則として1回払いとしますが、会員から当社に申し出があり、かつ当社がこれを認めた場合には、会員はリボルビング払いによる支払いを指定することができます。
- 4. 会員が1回払い、2回払い、分割払い、ボーナスー括払いのいずれかを指定した場合、

(1)支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は以下のとおりとなります。

a.支払回数(回)	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	ボーナス 一括
b.支払期間(ヶ月)	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	-
c.実質年率(%)	0	0	10.25	11.25	11.75	12.25	12.50	12.50	12.50	12.50	12.75	0.00
d.利用代金(現金価格)100円あたりの 分割払手数料額(円)	0	0	1.71	2.85	3.42	5.70	6.84	8.55	10.26	11.40	13.68	0.00

ボーナス併用分割払いの実質年率は購入時期により、上記と異なる場合があります。

- (2)分割払いの場合、支払合計はショッピングサービス利用代金に上記の分割払手数料を加算した金額となります(以下「支払総額」と称します。)。また、月々の分割払いの支払金は支払総額を支払回数で除した金額となります(以下「分割支払金」と称します。)。但し、分割支払金の単位は1円とし、端数が生じた場合は初回に算入いたします。
 - (お支払い例)現金価格10万円の10回払いでご利用の場合
 - 〇分割払手数料100,000円×(5.7円/100円)=5,700円
 - 〇支払総額 100,000円+5,700円=105,700円
 - 〇分割支払金 105,700円÷10回=10,570円
- (3)ボーナス併用分割払いについては、ボーナス加算月を夏8月、冬1月とし、ボーナス加算総額はショッピングサービス利用代金の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割(但し、ボーナス加算月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。)し、その金額を毎月の分割支払金に加算してお支払いいただきます。なお、利用日、支払回数によっては、ボーナス併用分割払いのお取扱いが出来ない場合があります。
- (4)ボーナスー括払いの支払月は夏8月、冬1月とします。なお、取扱期間は当社所定の期間とさせていただき、ボーナス支払月に一括してお支払いいただきます。
- 5. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。
 - (1)毎月の弁済金は、毎月10日(締切日)におけるリボルビング残高(以下「利用残高」と称します。)に応じて、会員が申込時にあらかじめ選択した後記支払いコースにより定める毎月の支払い元金に、手数料を加算した金額とします。なお、入会後に会員の申し出があり当社が承認した場合は、支払いコースの変更ができるものとします。ただし、2012年6月30日以降は、支払コースの変更ができないものとします。
 - (2)手数料は、毎月11日から翌月10日までの日々の利用残高に手数料率を乗じ日割り計算した金額を1ヶ月分とし、翌々月の当社指定日に後払いしていただきます。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。手数料率は13.20%(実質年率)とします。
 - (3)会員の申し出があり当社が承認した場合は、毎月の支払い元金の変更、翌月支払い元金の増額支払いができるものとします。
- 6. 毎月または毎回の返済額の支払日ならびに支払方法は第9条の代金決済の場合と同様とします。
- 7. 2012年7月11日以降、新たに当社に届いたカードによるショッピングサービス利用代金の支払い区分は1回払いのみとします。

第34条(ショッピングサービス利用代金の繰上返済等)

- 1. ショッピングサービス利用代金の繰上返済(本規約にもとづく債務の全部または一部の返済を本規約に定める約定支払日の前に繰り上げて行うことをいう。)は、本会員が当社に対して事前に連絡のうえ当社の承認をえて行うものとします。なお、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、本会員は、書面の提出等当社所定の手続きをとるものとします。
- 2. 本会員は、前項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法および支払日を指定するものとし、当社は、当該指定にしたがい当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。本会員が指定することができる繰上返済の範囲および返済方法は下表のとおりです。

	返済範囲	返済方法
分割払	い 全額のみ	口座振込、当社指定の窓口への持参
リボ払い	ハ 全額・一部	口座振込、当社指定の窓口への持参、 口座振替(支払日は当社指定の期日に限る。)

- 3. 当社に対する支払いが次のいずれかに該当する場合には、本会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務(本規約以外の契約にもとづく債務を含む。)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等をすることができるものとします。
 - (1)当社に対する事前の連絡または当社の承認なく行われたとき。
 - (2)当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。
 - (3)当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。
 - (4)当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に本会

員の指定にしたがい当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき。

- 4. 本会員が当初の契約のとおりに分割支払金の支払いを履行している場合における繰上返済金額 (全額の繰上返済に限る。)は、下記算式により算出した金額とします。
 - ●未払分割支払金合計-期限未到来の分割払手数料

ただし、期限未到来の分割払手数料は、78分法またはこれに準ずる当社所定の計算方法により 算出された金額とします。なお、繰上返済日以降最初に到来する約定支払日の分割支払金にか かる分割払手数料は、期限未到来の分割払手数料には含まれないものとします。

第35条(商品の所有権)

商品の所有権は、ショッピングサービス利用により生じた加盟店の本会員に対する債権を当社が加盟店等から譲渡されたとき、または、当社が加盟店等に対し立替払いをしたときに、加盟店から当社に移転し、当社に対するショッピングサービス利用代金の完済まで当社に留保されることを会員は承諾するものとします。

第36条(見本・カタログ等と現物の相違)

会員が加盟店に対して見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品または提供された役務(サービスを含む。以下同じ。)が見本・カタログ等と相違している場合は、会員は加盟店に商品の交換もしくは役務の再提供を申し出るか、または当該売買契約もしくは役務提供契約の解除をすることができます。

第37条(支払停止の抗弁)

- 1. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとします。
- 2. 前項にかかわらず、本会員は、2回払い、ボーナス一括払い、分割払いまたはリボ払いの場合で次のいずれかの事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、役務、権利について、支払いを停止することができるものとします。
 - (1)商品の引き渡し、役務の提供(権利の行使による役務の提供を含む。以下同じ。)または権利の移転がなされないこと。
 - (2)商品の破損、汚損、故障、その他欠陥があること。
 - (3)その他商品の販売や役務の提供について、加盟店に対して生じている事由があること。
- 3. 当社は、本会員が前項の支払いの停止を行う旨を当社に申し出たときは、ただちに所定の手続きをとるものとします。
- 4. 本会員は、第3項の申し出をするときは、すみやかに第2項の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が第2項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。
- 5. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
 - (1)会員が営業のためにもしくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約(ただし、業務提供誘引販売個人契約等に該当する場合を除く。)に係るショッピングサービス利用代金であるとき。
 - (2)前号のほか割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合に該当するショッピングサービス利用代金であるとき。
 - (3)2回払い、ボーナスー括払いまたは分割払いを指定した1回のカード利用にかかる支払総額が 4万円に満たないとき。
 - (4)リボ払いを指定した1回の現金価格が3万8千円に満たないとき。
 - (5)割賦販売法に定める指定権利以外の権利に係るショッピングサービス利用代金であるとき。
 - (6)日本国外の加盟店でカード利用をしたとき。
 - (7) その他本会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。
- 6. 本会員は、当社がショッピングサービス利用代金の残高から第2項による支払いの停止額に相当 する額を控除して請求したときは、控除後のショッピングサービス利用代金および手数料の支払い を継続するものとします。>
- 7. 本条に定める支払停止の抗弁は、支払済の支払金の返還請求を認めるものではありません。

キャッシングサービス条項

第38条(キャッシングサービス)

1. 当社が適当と認めた本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、当社の指定する日本国内外の現金自動預払機もしくは現金自動支払機(以下総称して「CD・ATM」という。)に直接、暗証番号を通知するなど所定の方法により当社から融資を受けること(以下「キャッシングサービス」という。)ができます。

なお、キャッシングサービスの融資日は、CD・ATMの場合、CD・ATMの利用日とします。

2. 約定支払日にご利用代金の決済が遅延した場合など当社が相当と判断した場合は、キャッシング

サービスの利用をお断りし、またカード貸与を一時停止することがあります。

- 3. キャッシングサービス利用可能枠は、当社が審査のうえ決定する金額とします。なお、当社はキャッシングサービス利用可能枠決定後も再審査を行い、必要と認めた場合はいつでも、キャッシング利用可能枠を増額、または減額できるものとし、また新たな融資を実行しないことができるものとします。
- 4. キャッシングサービスによる融資金(以下「融資金」という。)は、ご利用の都度、キャッシングサービス1回払い(以下「キャッシング(1回払い)」という。)またはキャッシングサービスリボルビング払い(以下「キャッシング(リボ)」という。)のいずれかを指定します。ただし、日本国外でキャッシングサービスをご利用の場合、キャッシング(1回払い)に限ります。また、家族会員はキャッシング(1回払い)に限りご利用できます。なお、キャッシング(1回払い)とキャッシング(リボ)の商品内容は、後部「キャッシングサービスのご案内」に記載します。
- 5. 1回あたりの融資額は当社が認める場合を除き、原則として10,000円単位(但し国外のATM・CD)とします。
- 6. 本会員は、毎月の指定日に融資金および第9項により決定される利息を当社に支払うものとします。
- 7. キャッシング(1回払い)の返済方法は元利一括返済方式とします。
- 8. キャッシング(リボ)の返済方式は以下のとおりとします。
 - (1)返済方法は、毎月元金定額払いとします。なお、当社は認めた場合は、ボーナス月元金増額 返済を併用することができるものとします。
 - (2)本会員は、毎月の指定日に、以下により決定される元金の返済額および第9項の方法により 決定される利息の合計額を、お支払口座から口座振替の方法により支払うものとします。 a. 前月10日(締切日)におけるキャッシング(リボ)融資残高が、当社の別途通知する金額(以下「キャッシング(リボ)返済元金」という。)
 - 以上の場合には当該キャッシング(リボ)返済元金額。b.前月締切日におけるキャッシング(リボ)融資残高が、キャッシング(リボ)返済元金未満の場合には、当該キャッシング(リボ)融資 残高。
 - (3)当社所定の方法で申込、当社が認めた場合は返済方法および返済元金を変更することができます。
- 9. キャッシング(1回払い)の利息は、ご利用日の翌日から約定支払日までの日割計算とします。またキャッシング(リボ)の利息は、前月締切日におけるキャッシング(リボ)融資残高に対し、前回約定支払日の翌日から次回約定支払日までの日割計算とします。ただし、ご利用日から第1回目の約定支払日までの日割計算によって計算された金額とします。なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える部分について、本会員に支払義務はありません。
- 10. 日本国外におけるキャッシングサービスの利用方法、融資金額および利息は第6項、第7項、第8項および第9項にかかわらず、当社が別に定めるものとします。
- 11. 当社は、必要と認めた場合、いつでもキャッシング利用可能枠の増額または減額をおこなうことや、返済方式等を変更することができ、また新たなキャッシングサービスの提供を中止することができるものとします。
- 12. 当社所定の利率は、会員に対し書面またはその他の方法をもって通知します。

第39条(キャッシングサービス支払金の繰上返済等)

- 1. キャッシングサービス支払金の繰上返済(本規約にもとづく債務の全部または一部の返済を本規約に定める約定支払日の前に繰り上げて行うことをいう。)は、本会員が当社に対して事前に連絡のうえ当社の承認をえて行うものとします。また、当社が必要と認め、会員に求めた場合には、会員は、繰上返済後の残元金に対して、繰上返済後最初に到来する約定期日までの約定利息を、繰上返済金に加算して支払うものとします。
 - なお、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、本会員は、書面の提出等当社所定の手続きをとるものとします。
- 2. 本会員は、前項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法および支払日を指定するものとし、当社は、当該指定にしたがい当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。本会員が指定することができる繰上返済の範囲および返済方法は下表のとおりです。

名称	返済範囲	返済方法
キャッシン(1回払い)	全額のみ	口座振込、当社指定の窓口への持参
キャッシング(リボ)	全額•一部	口座振込、当社指定の窓口への持参、
		口座振替(支払日は当社指定の期日に限る。)

- 3. 当社に対する支払いが次のいずれかに該当する場合には、本会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれの債務(本規約以外の契約にもとづく債務を含む。)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等をすることができるものとします。
 - (1)当社に対する事前の連絡または当社の承認なく行われたとき。
 - (2)当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。
 - (3)当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定

した返済方法と異なる方法により行われたとき。

(4)当社に対する事前の連絡および当社の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に本会員の指定にしたがい当社がお知らせした金額と異なる金額の支払いが行われたとき。

第40条(CD·ATMでの利用)

1. 会員は、当社または当社と提携する金融機関等のCD・ATMでキャッシングサービスの利用を行うことができます。

なお、CD・ATMの種類や設置地域、店舗などにより、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守などにより、利用できない時間帯があります。

2. 会員は、日本国内でキャッシングサービスの利用取引を行う場合、当社に対し、当社所定のCD・ATM利用手数料を支払うものとします。

〈ショッピングサービス〉リボルビング払いのご案内

1. 毎月の支払い元金(支払いコース)

٠.				,				
	利用残高	毎月の支払い元金(支払いコース)						
		3	浅高スラ	イドコース	ζ	定額コース	定率コース	
		Aコース	Bコース	Cコース	Dコース			
	20万円以下	1万円	2万円	3万円	4万円	ご指定の金額5千円以 上	未決済残高の5% (1円単位)但し、最低	
	20万円超は20 万円増すごと に		2万円加算	3万円 加算		ご指定の金額5千円以 上6万円まで(5千円単 位)*ゴールドカードは1 万円以上5千円単位	支払い元金1万円	

注:利用残高が毎月の支払元金に満たない場合、翌月の支払元金は利用残高の全額となります。

2. お支払い例

(残高スライドコース・Aコースの場合)

5月1日に80.000円をご利用の場合

a. 6月5日に支払う弁済金

支払い元金10,000円(1.の表による)

手数料 なし

弁済金 10,000円

b. 7月5日に支払う弁済金

支払い元金10,000円(1.の表による)

手数料 5月11日~6月5日分

80,000円×13.20%×26日÷365日=752円

6月6日~6月10日分

70,000円×13.20%×5日÷365日=126円

弁済金 10,000円+752円+126円=10,878円

(定率コースの場合)

5月1日に400,000円をご利用の場合

a. 6月5日に支払う弁済金

支払い元金20,000円(400,000円×5%)

手数料 なし

弁済金 20,000円

b. 7月5日に支払う弁済金

支払い元金19,000円(380,000円×5%)

手数料 5月11日~6月5日分

400,000円×13.20%×26日÷365日=3,761円

6月6日~6月10日分

380,000円×13.20%×5日÷365日=687円

弁済金 19,000円+3,761円+687円=23,448円

注:残高スライドコース・B~Dコース、定額コースを選択しているときは、各々の選択コースによる 支払い元金に読み替えて算定するものとします。

キャッシングサービスのご案内

名称	融資金額	返済方式	返済期間/返済回数	担保/ 保証人
キャッシング (1回払い)	利用可能枠 (1~20万円)の範 囲内(1万円単位)		23~58日(但し暦による)/1回	不要

キャッシング	利用可能枠	•毎月元金定額返済	利用残高及び返済方式に応じ、返済期	不要
(リボ) (<u>※1)</u>	(10~100万円)の	(1万円~5万円)・	間・回数が変動します。 <返済例>貸付	
	範囲内(1万円単	ボーナス月元金増	金額90万円で返済元金1万円の毎月元金	
	位)	額返済 (※2)	定額払いの場合、90ヵ月/90回。	

- ●遅延損害金年利20.00%
- ●資金使途:自由(ただし、事業資金は除きます。)
- ●貸付けの利率が旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えているときは、超える部分についてのお支払義務はありません。
- ●キャッシング(リボ)の「返済期間」「返済回数」「返済期日」「返済金額」は、会員が新規のご利用またはご返済をされた場合は変動します。
- ●指定紛争解決機関:日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター

<問い合わせ・相談窓口等>

- 1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードを利用された加盟店にご連絡ください。
- 2. 本規約についてのお問い合わせ、ご相談は当社にご連絡ください。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を設置しております。

。個人性報の問子	お問い合せ事項	当社窓口
	個人情報の開示 間のは一般では、個人情報の取扱(第24~28年)では、個人情報の取扱(第24~28年)では、個人では、個人では、個人では、個人では、個人では、個人では、個人では、個人	三菱UFJニコス株式会社 インフォメーションセンター 〒113-8411 東京都文京区本郷3-33-5

<個人信用情報に関するご案内>

1.加盟信用情報機関の名称・住所・電話番号等

名称	住所・電話番号・ホームページアドレス
株式会社シー・アイ・シー	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階
(CIC)	TEL. 0120-810-414(フリーダイヤル)
	URL: http://www.cic.co.jp/
株式会社日本信用情報機構	〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1
(JICC)	TEL. 0120-441-481(フリーダイヤル)
	URL: http://www.jicc.co.jp/

- ※加盟信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関が開設しているホームページをご覧ください。
- ※株式会社シー・アイ・シー(CIC)は、割賦販売法、および貸金業法に基づく指定信用情報機関です。
- ※株式会社日本信用情報機構(JICC)は、貸金業法に基づく指定信用情報機関です。

2.登録される情報と期間

	登録期間					
登録情報	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)				
①本人を特定するための情報	登録情報②②④のいずれ	かが登録されている期間				
②本契約に係る申込をした事 実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	当該申込日から6ヵ月を超えない期間				
③本契約に係る客観的な取 引事実	契約期間中および取引終了日から 5年以内	当該事実の発生日から5年を超えない期間。(ただし、契約内容および返済状況に関する情報については契約継続中および完済日から5年を超えない期間)				
④本契約に係る債務の支払 いを延滞等した事実	契約期間中および取引終了日から 5年間	当該事実の発生日から5年を超えない期間。(ただし、延滞情報については延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年を超えない期間)				

3. 提携信用情報機関の名称・住所・電話番号等

名称	住所・電話番号・ホームページアドレス
ター(KSC)	TEL03-3214-5020 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

4. 加盟信用情報機関と提携信用情報機関の関係

加盟信用情報機関	提携信用情報機関
CIC	KSC
JICC	KSC

[※]提携信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。

ゴールドカード会員特約

三菱UFJニコス株式会社(以下「当社」と称します。)に対し、会員規約ならびに本特約を承認のうえ、当社が発行するゴールドカードの利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた方をゴールドカード会員とします。

リボカード特約

第1条(リボルビング払い専用カード)

三菱UFJニコス株式会社(以下「当社」と称します。)は、当社が発行するクレジットカードのうち、当社が指定する クレジットカード(以下「カード」と称します。)の会員が会員規約及び本特約を承認のうえ、所定の方法で 申し込み、当社が適当と認めた場合、カードをリボルビング払い専用カードとすることができるものとします。 あるいはカードに追加してリボカードを発行し貸与いたします。前者をリボカード専用型、後者をリボカード 追加型と称します。(以下、両者を「リボカード」と総称します。)

第2条(利用代金の支払い)

リボカードのご利用代金の支払い区分は、会員規約第33条に定めるリボルビング払いを指定したものとします。

ただし、指定外の加盟店または、キャッシングサービス、その他当社が指定したものにリボカードを利用した場合、1回払いとなることがあります。また、会員がリボカード利用の際に2回払い、ボーナスー括払いを指定した場合、そのご利用代金の支払い区分は会員が指定したところによるものとします。ただし、リボカードでは分割払い(ボーナス併用分割払いも含む。)の指定はできないものとします。なお、2012年7月11日以降、リボカードのご利用代金の支払い区分は1回払いのみとします。

第3条(リボカード追加型)

- 1. リボカード追加型のリボルビング払いの利用可能枠は、カードのリボルビング利用額と合算して、 会員規約により当社が審査し決定した額を限度とします。なお、本利用可能枠を超えてリボカード 追加型を利用した場合は、超過した金額を一括してお支払いいただきます。
- 2. 会員は、リボカード追加型による利用代金等の債務がカードによる利用代金等の債務と合わせて取り扱われることをあらかじめ承諾するものとします。
- 3. リボカード追加型によっては、会員規約のキャッシング(リボ)については利用できないものとします。
- 4. 会員は、当社に対し会員規約第3条に定める年会費とは別にリボカード追加型について所定の年会費を支払うものとします。ただし、リボカード追加型の年会費は、当社が別途定めて通知するまで無料とします。なお、すでにお支払い済みの年会費は、理由の如何を問わず返却いたしません。

第4条(リボカード専用型)

会員は、当社の指定する加盟店において、リボカード専用型によりカードと同様の方法で商品の購入、サービスの提供等を受けることができます。ただし、リボカード専用型によっては1回払いの指定はできないものとします。

第5条 (リボカードの所有権等)

リボカードの所有権・有効期限・更新・解約は、会員規約の各該当条項を準用することとします。

第6条 (会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

JRカード会員特約(個人会員)

第1条(JRカード)

1. JRカード(以下「カード」という。)とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東

海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社および九州旅客鉄道株式会社(以下これらを「旅客鉄道会社」という。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「当社」という。)が提携して発行するクレジットカードで、旅客鉄道会社で乗車券類の購入ができるほか、当社のクレジットカードとしても利用できるものです。

2. 本特約は旅客鉄道会社、当社および第2条に定める会員との間で適用されます。

第2条(会員)

- 1. 会員(個人会員)とは、本会員と家族会員をいいます。
- 2. 本会員とは、本特約および当社の会員規約を承認のうえ、旅客鉄道会社および当社(以下併せて「両社」という。)に入会を申し込み、両社が入会を認めた方をいいます。家族会員とは、本会員の家族で、両社が入会を認めた方をいいます。
- 3. 入会の申し込みにあたっては、入会申込書に所要事項(暗証番号を含む。)を記入するものとします。

第3条(カードの使用)

- 1. 会員は、旅客鉄道会社の指定する窓口(以下「JRカード取扱窓口」という。)でカードを提示し、所 定の端末機にあらかじめ登録済みの暗証番号を打鍵することにより、旅客鉄道会社の商品を購 入することができます。
- 2. カードにより購入できる旅客鉄道会社の商品は、JRカード取扱窓口で販売している商品としますが、カードで購入できない商品もあります。
- 3.カードにより購入した旅客鉄道会社商品の払いもどしまたは変更は、JRカード取扱窓口で取り扱います。

現金による払いもどしは行いません。

第4条(カードの利用可能枠)

- 1. 旅客鉄道会社におけるカード利用可能枠は、本会員と家族会員とを合算して月間20万円とします。ただし、当該金額は、当社の会員規約に定めるカード利用可能枠の範囲内とします。
- 2. 旅客鉄道会社におけるカード利用可能枠は、両社が適当と認めた場合は、変更できるものします。

第5条(代金の支払い)

会員は、旅客鉄道会社におけるカード利用代金等を当社の会員規約に定める方法により支払うものとします。

第6条(会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除)

- 1. 会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、旅客鉄道会社が会員等の個人情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1) 第3条および第4条に定めるカード機能を提供するために、以下の個人に関する情報(以下「個人情報」という。)を収集、利用すること。
 - ① 氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第7条において会員が 届け出た事項
 - ② 入会承認日、有効期限、利用可能枠、退会の事実、カードの利用停止に関する情報等、本カードの契約内容
 - ③ 本カードの利用内容
 - (2)各旅客鉄道会社が取り扱う商品の販売、勧誘等、営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、旅客鉄道会社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は旅客鉄道会社が指定した別に定める窓口に連絡するものとします。)
 - (3)旅客鉄道会社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を 当該業務委託先に預託すること。
- 2. 会員等は、両社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の窓口は当社の会員規約に記載する相談窓口とします。)万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条(変更事項の届出)

- 1. 会員は、旅客鉄道会社または当社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合、当社の会員規約に基づいて遅滞なく変更の届出を行うものとします。
- 2. 前項の届出がないために両社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。
- 3. 本条第1項の届出がなかったことにより、会員が被った損害について両社は免責とし、両社の一

方または両方が被った損害については会員の責とします。

第8条(個人情報の共有)

会員は、第6条に定める個人情報を両社が共有することにあらかじめ同意するものとします。

第9条(加盟店との紛議)

会員がカードを利用して、当社の加盟店等で購入した物品または受けたサービスに関して生じた紛議については、旅客鉄道会社は一切の責任を負いません。

第10条(退会)

会員が都合により退会する場合は、当社に届け出るものとし、同時に、旅客鉄道会社におけるカード利用代金の全額を当社に支払うものとします。

第11条(会員資格の取消)

- 1. 会員が次の各号の一つにでも該当する場合は、会員資格を取り消されます。
 - (1)会員が入会時に虚偽の申告をした場合
 - (2)会員が当社の会員規約または本特約のいずれかに違反した場合
 - (3)カードの利用代金の支払いを遅滞した場合
 - (4)会員の信用状態に重大な変化が生じたと旅客鉄道会社または当社が判断した場合
 - (5)カードの利用状況が適当でないと旅客鉄道会社または当社が判断した場合
- 2. 前項の場合、会員は直ちにカードを当社に返却し、カード利用代金等当社に対する全債務を当社の会員規約に基づき当社に支払うものとします。

第12条(合意管轄裁判所)

会員と旅客鉄道会社との間で発生する訴訟については、旅客鉄道会社の本社の所在地を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

第13条(特約の改定ならびに承認)

本特約が改定された場合は、旅客鉄道会社がその内容を通知または公告した後に会員がカードを利用したときは、本特約の改定を承認したものとみなします。

第14条(当社の会員規約と本特約の関係)

- 1. 本特約と当社の会員規約に定める内容が相違する場合は、本特約に定める内容を優先して適用するものとします。
- 2. 本特約に定めのない事項については、当社の会員規約が適用されるものとします。

【相談窓口】

- 1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2. 個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては、当社の会員規約に記載する相談窓口にご連絡ください。

ロードサポート24特約

第1条(特約の目的)

- 1. 本特約は、三菱UFJニコス株式会社(以下「当社」という)が発行するロードサービス機能付カード及びVISA/MasterCardゴールドカード(以下「カード」という)を保有する会員(以下「会員」という)に対して提供するロードサポート24(以下「ロードサービス」という)に関する事項を定めたものとします。
- 2. 会員はカード会員規約に基づき、本特約を承認のうえ、ロードサービスの提供を受けることができます。
- 3. 当社は、その都度、事前または事後に会員に文書にて通知してこの特約を変更できるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。

第2条(ロードサービスの機能)

1. ロードサービスとは、当社が日本ロードサービス株式会社(以下「JRS」という)と提携し、日本国内の対象地域での当社が会員と認めた車両の事故・故障時の対応サービス及びアフターフォローサービス等をいいます。

第3条(会員情報の取り扱い)

1. 会員は、前条のロードサービスの提供を受けるために必要な会員情報(次項に定めるものをいう)

について、必要な保護措置をとったうえで当社よりJRSに預託されることに同意するものとします。

- 2. 当社がJRSに預託する会員情報は、当社が保有する会員情報のうち、次の会員情報に限られるものとします。
 - (1)会員の氏名、住所、生年月日、会員番号等、会員が入会申し込み時及び変更届出時に申し出た事項
 - (2)入退会の事実
- 3. JRSは、保有する会員情報をロードサービスの実施に必要最小限の範囲で、JRS提携のロードサービス実施者(以下「実施者」という)に再預託できるものとします。
- 4. JRS及び実施者は、預託された会員情報の保護のため必要な保護措置をとって厳正に管理するとともに、ロードサービスの提供の目的以外に利用しないものとします。

第4条(ロードサービスの利用法)

- 1. 会員はロードサポート24ホットラインに連絡することによりロードサービスの提供を受けることができます。
- 2. 会員はロードサービスの提供を受ける場合、カードを提示するものとします。カードの提示のない場合は、前項に関らず、会員扱いをいたしません。
- 3. カードに表示されている会員以外はご使用できません。

第5条(会員の義務)

会員は以下の事項を遵守するものとします。

- 1. 会員はカード及びロードサービスの権利を他人に譲渡・貸与・担保提供したり、相続をさせないこと。
- 2. 会員は常に交通規則を守り、他に迷惑をおよぼすような行為をしないこと。
- 3. 会員はロードサービス等の提供を受けるとき、係員の指示または注意に従うこと。

第6条(ロードサービス時の責任)

ロードサービスに起因する車両の損傷、人身事故、損害等については当社またはJRSに故意または重大な過失がない限り、当社またはJRSはその責めを負うことはできません。

第7条(ロードサービスを提供できない場合)

無資格・飲酒運転等で正常な運転ができない場合、通常の自動車走行に不適切な場所、ロードサービスの提供が不可能な場所、危険を伴う気象状態の場合は、ロードサービスを提供できない場合があります。

第8条(権利の消滅)

本特約における全ての権利はカード発行時からカードの有効期限までとします。ただし、次のような場合は、理由の如何を問わず、会員としての一切の権利は消滅するものとします。

- 1. 会員がカードを脱会する等会員資格を喪失したとき。
- 2. 所定の期限内に年会費を納入しないとき。
- 3. 会員がカード会員規約を遵守していないと当社が判断したとき。
- 4. 本特約上の義務に違反し、その違反が本特約の重要な違反となるとき
- 5. その他会員の使用が不適当と当社及びJRSが判断して会員資格の喪失を通知したとき

第9条(ロードサービスに関する疑義)

ロードサービスの提供等に関する疑義は、当社の決するところによります。

第10条(終了、中止、変更等)

- 1. 当社は、その都度、事前または事後に会員に文書にて通知してロードサービスを終了もしくは中止、または内容変更することができるものとし、会員は予めその旨を承認するものとします。
- 2. ロードサービスは、日本国の法律の下に規制されることがあります。

第11条(合意管轄裁判所)

会員と当社またはJRSとの間で、本特約に関し、万一訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、当社またはJRSの本店・各営業部・支店・営業所・センターを管轄する裁判所とすることに同意します。

(平成24年3月1日改定)

三菱UFJニコス株式会社 〒113-8411 東京都文京区本郷3-33-5